第5章

計画の策定について

第5章 計画の策定について

1 計画の目的

●板橋区では、令和7（2025）年10月に区議会の議決を経て基本構想を改定し、「未来をひらく　緑と文化のかがやくまち“板橋”」を将来像として掲げました。この基本構想で掲げた将来像の実現に向け、区政を総合的・計画的に推進していくための方向性と目標を示すため、基本計画を策定します。

●基本計画は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間における区の最上位計画として、予測困難なVUCAの時代においても、持続可能な区政運営を実現するための施策体系を明らかにするものです。また、令和14（2032）年に迎える区制施行100周年という節目を見据え、「ひと・まち・みらい」の視点から、区民・地域・事業者・関係機関など多様な主体との共創により、「東京で一番住みたくなるまち」の実現をめざします。

2 計画の位置づけ

●基本計画は、基本構想で掲げた「未来をひらく　緑と文化のかがやくまち“板橋”」という「将来像」と将来像につながる「9つのめざす姿」を実現するための区政運営の基本的な指針であり、区の最上位の行政計画となります。

●区政全般にわたる総合的な計画として、実施計画や経営戦略推進プランなどの総合実施計画の基幹となるとともに、区の各行政分野の個別計画を総合的に調整する指針の役割を果たします。

■板橋区の計画体系イメージ

※なお、本計画は国のまち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略を勘案して策定し、地方版総合戦略としての内容を備えていることから、地方版総合戦略を兼ねるものとして位置づけます。

3 計画の期間

●基本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。計画期間の中で社会経済状況などに大きな変化が生じた場合には、見直しを行うものとします。

	令和8年 2026年	令和9年 2027年	令和10年 2028年	令和11年 2029年	令和12年 2030年	令和13年 2031年	令和14年 2032年	令和15年 2033年	令和16年 2034年	令和17年 2035年
基本構想	基本構想［想定年次：令和17年ごろ］									
基本計画	基本計画2035［計画期間：令和8年度～令和17年度］									
実施計画	No.1実現プラン2028［令和8年度～令和10年度］			次期No.1実現プラン［令和11年度～］						